

豊田市廃棄物処理施設等審査会の傍聴手続について

1 審査会開催の周知方法

原則として審査会開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題、傍聴方法等をホームページに掲載するとともに、報道関係者に周知する。

※ 豊田市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に関して審議を行う場合は、豊田市廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱第5条に基づき会議の全部又は一部を非公開とすることがある旨を周知する。

2 審査会の傍聴手続等

- ・傍聴定員は、10人とする。
- ・傍聴の受付は、会議開催当日、会議予定時刻の30分前から10分前までの間に行うこととし、会場受付で傍聴の申込を受け付けるものとする。
- ・傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴人を決定する。
- ・傍聴人と決定された者は、会議予定時刻までに、事務局の指示に従って入室させ、所定の席に着席してもらうこととする。
- ・記者席は、傍聴席の横に別途設けることとする。

3 審査会当日の非公開決定手続

会議当日、不開示情報を含む質疑等がある場合は、委員からの申出により、会長が審査会に諮って、非公開の決定を行う。この場合、傍聴人を退場させ、その後の会議は非公開で行う。

豊田市廃棄物処理施設等審査会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊田市廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱第9条の規定に基づき、豊田市廃棄物処理施設等審査会（以下「審査会」という。）の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の申込み)

第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式第1）により、会長に申し込むものとする。

2 前項の申込みは、会議開催当日、会場の受付にて行うこととし、会議開始の10分前に締め切るものとする。

(定員を超えた場合の取扱い)

第4条 前条第2項の締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(報道関係者の傍聴)

第5条 報道関係者で会長が特に認めるものは、前3条の規定にかかわらず、会議を傍聴することができる。

(傍聴人心得の交付)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人心得（様式第2）を交付する。

2 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(会議資料等の配布)

第7条 傍聴人には、原則として会議資料又はその概要を配布するものとする。

(傍聴することができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができないものとする。ただし、第3号又は第5号に該当する者について、会長が当該者の入場を許可した場合にあっては、この限りでない。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第2号に掲げる事項について、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語をし、談論をし、拍手をし、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第10条 傍聴人は、写真撮影、録画又は録音をしてはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(会議の非公開の取扱い)

第11条 豊田市廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱第5条第4項ただし書の規定に基づき会議を公開しない旨を決定したときは、会長は、傍聴人を退場させ、その後の会議を非公開とすることができる。

(会長の指示)

第12条 会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため、傍聴人に対し必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領又は前条の会長の指示に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

様式第 1 （第 3 条関係）

会議傍聴申込書

年 月 日

豊田市廃棄物処理施設等審査会 会長 様

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住所

氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とする。

様式第2（第6条関係）

傍聴人心得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 2 帽子、外とうなどは着用しないで入室してください。
- 3 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。
- 4 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 5 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 6 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 7 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。
- 8 会長の許可なく、写真撮影、録画、又は録音をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、会長の指示に従わない場合、又は会議を非公開とする場合には、退場を命じられることがあります。

報道関係者の傍聴の心得

- 1 録音、メモ録りは、原則として自由としますが、「議案審議中のカメラ撮影」については、発言者等に光が当たる等、委員に対して必要以上の緊張をもたらす可能性があることから、「カメラ撮影は会議の冒頭から議案審議の前まで」としてください。
- 2 「カメラ撮影」を希望する場合には、「発言者の妨げにならない位置」での撮影にご配慮ください。
- 3 豊田市廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱第5条の規定により会議を非公開とする場合には、退場していただきます。